

五霞町国土強靱化地域計画の変更

1 国土強靱化地域計画について

国土強靱化地域計画とは、平成25年12月に制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」に基づいて、地方公共団体が策定する国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画をいい、国土強靱化に係る地方公共団体の他計画等の指針となるべきものとして、定めることができる。と「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」に記されている。

2 国土強靱化基本法の概要

(1) 基本理念

国土強靱化の推進については、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施し、明確な目標の下に大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について、施策を適切に策定し、計画に定めること等により行う。

(2) 基本方針

4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化を推進する。

ア 人命の尊重

イ 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。

ウ 国民の財産及び公共施設に係る障害の最小化

エ 迅速な復旧復興

3 五霞町の国土強靱化地域計画の取組み状況

令和2年3月に策定された第6次五霞町総合計画第I期基本計画と同冊により策定している。アクションプラン（目標達成のための具体的計画）を作成し、毎年度進捗状況の確認を実施している。

4 令和5年度の国の基本計画の修正の大きな変更事項

- (1) 社会情勢の変化や近年の災害からの知見におけるリスクシナリオの見直し
- (2) 国土強靱化を推進する上での基本方針の追加
 - ア デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
 - イ 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

5 五霞町へ与える影響

- (1) 第6次五霞町総合計画第I期基本計画の計画期間終了
令和6年度に第I期基本計画の計画期間が終了するため、同冊である国土強靱化計画の計画期間も終了となり変更が必要。
- (2) 上記変更点や現計画の進捗状況を考慮し、令和6年度に計画の変更

6 五霞町国土強靱化計画の修正の要点

- (1) 社会情勢の変化や近年の災害からの知見におけるリスクシナリオの見直し
国が見直したリスクシナリオを五霞町の地域特性に合わせ見直し
- (2) 国土強靱化の推進方針へ下記内容の取組みを追加
 - ア デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
 - イ 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）
- (3) 計画の推進と不断の見直しの追加

7 五霞町国土強靱化計画の変更要領 別添参照

8 タイムスケジュール

- 3月18日（火） 連絡調整会議
3月21日（金） 議会全員協議会

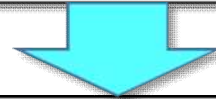
五霞町国土強靱化地域計画の変更要領

脆弱性の評価

基本目標を達成するため、5つの「事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、12の個別施策分野と6の横断的分野を設定



令和5年度の国の改正で、国が見直した「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を五霞町の地域特性に合わせ地域計画を見直し



強靱化の推進方針

国が定めた基本計画では、脆弱性の評価結果に対し、12の個別施策分野と6の横断的施策分野を設定



令和5年度の国の改正で、横断的施策分へ新たに「デジタル活用」が追加されたため、五霞町の地域・特性に合わせ、地域計画を見直し



計画の推進と不断の見直し

毎年度、施策の推進状況の把握及び効果検証等を行い、施策グループの推進方針を見直すというPDCAサイクルを回していくこととする。また、社会情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画の内容の見直しを行うこととする。



これまで、令和2年3月に策定された第6次五霞町総合計画第I期基本計画と同冊により策定されており、記載がなかった。今回、単独での作成にあたり、記載。

五霞町国土強靱化地域計画更新の概要イメージ【デジタル化】

過去の災害の問題点と改善策

従来の方式

五霞町の安否確認等のシステム

マイナンバーカードの利点

ドローンの利点

避難所での受付

問題点

- 避難時間が集中し混雑
- 紙用紙記入で時間大
- 避難者情報の共有困難

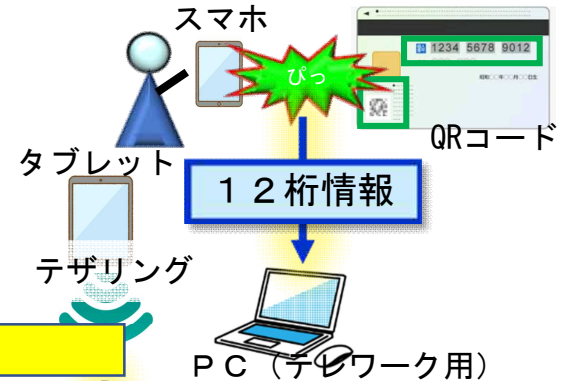
改善策

- マイナカードで電子登録
- 登録情報を本部と共有

各人毎紙用紙に記入



簡素化、省人力



安否確認

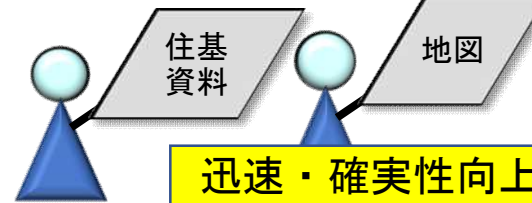
問題点

- 安否確認情報の集約困難
- 各戸の確認は職員総出実施
- 住基情報を紙地図で確認

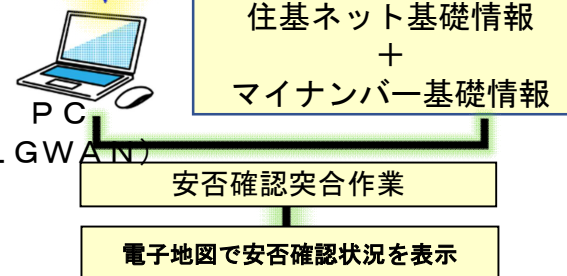
改善策

- 受付情報で安否確認実施
- 安否確認情報を電子地図表示

一軒ずつ現地で安否確認



迅速・確実性向上、省人力



搜索活動等

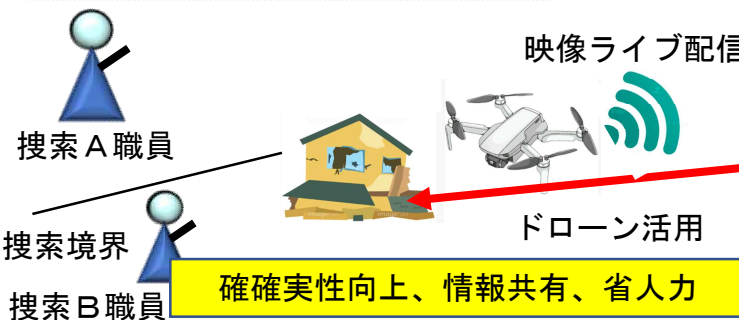
問題点

- 被害甚大地域情報入手困難
- 地域割りをして人海戦術
- 情報の共有困難

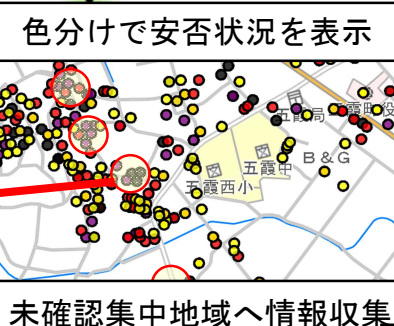
改善策

- 電子地図情報により地域特定
- ドローンにより映像情報共有

不確実情報による人力搜索



確実性向上、情報共有、省人力

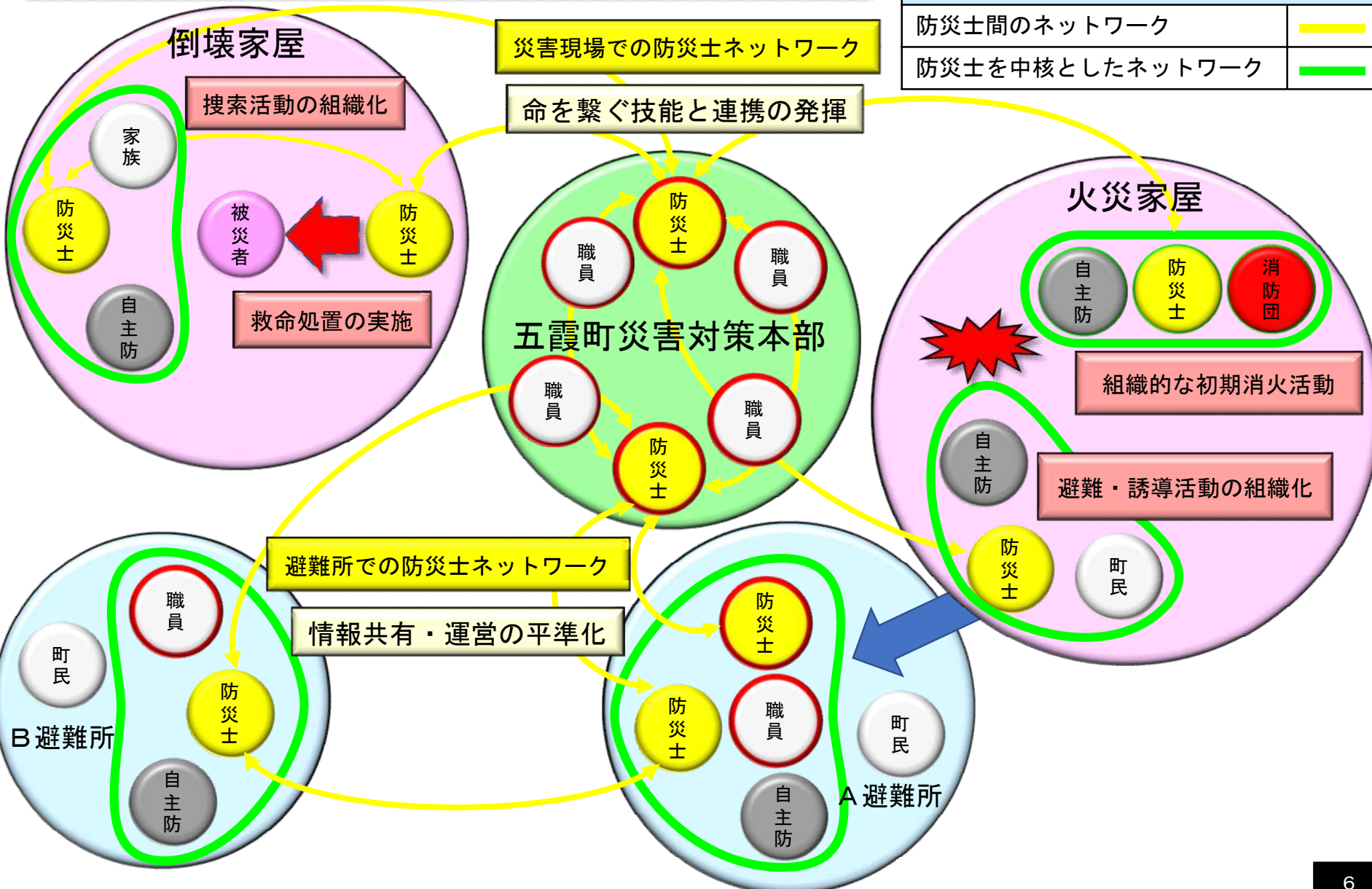


色分けで安否状況を表示
未確認集中地域へ情報収集

五霞町国土強靱化地域計画更新の概要イメージ【地域防災力の向上】

高いスキルで災害現場で防災リーダーとして活躍を期待

凡例	
防災士間のネットワーク	
防災士を中核としたネットワーク	



五霞町国土強靱化地域計画

令和7年3月

目次

第1章 国土強靱化の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 五霞町国土強靱化地域計画の位置づけ
- 3 五霞町における国土強靱化の基本目標

第2章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 想定されるリスク
- 3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定
- 4 脆弱性評価の結果

第3章 強靱化の推進方針

- 1 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）
- 2 個別の施策分野における推進方針
- 3 横断的分野における推進分野

第4章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進と施策の重点化
- 2 不断の見直し

第1章 国土強靱化の基本的考え方

1 基本理念

我が国は、地理的・地形的・気象的な特性により、これまで数多くの災害が起こり、その度に甚大な被害を受け、時間をかけて復旧・復興することを繰り返してきた。

近年の東日本大震災から得た教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であり、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えたまちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていくことが必要である。

いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限に図られ、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持され、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化と迅速な復旧復興を基本とした、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

2 五霞町国土強靱化地域計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定する。

また、本計画は、基本法第14条に基づき基本計画との調和を保つとともに、五霞町総合計画や五霞町地域防災計画など、他計画との整合を図り策定する。

3 五霞町における国土強靱化の基本目標

本町における強靱化を推進する上での基本目標は次の通りである。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

1 脆弱性評価の考え方

本町における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害等による甚大な被害を回避するために、現在の本町の施策のどこに脆弱性があるのかを明らかにするための評価である。

脆弱性評価は、以下の手順で行い、地域の強靱化のために取り組むべき施策を検討する。

- ① 想定されるリスクの設定
- ② 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
- ③ 脆弱性評価
- ④ 強靱化のために必要な取組みの検討

2 想定されるリスク

国の基本計画及び県の国土強靱化計画で想定されているリスクは、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とすると示されているため、本町においても地震・台風・竜巻・豪雨などの風水害等の自然災害全般を想定されるリスクとして設定する。また、これら自然災害は単独発生だけでなく、同時あるいは連続して災害が発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要がある。

3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国の基本計画のいは、6の「事前に備えるべき目標」と35の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が設定されている。本町においては、国の基本計画を参考に、6の「事前に備えるべき目標」と29の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定した。

五霞町における29の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」
 国の基本計画で提示された35のリスクシナリオを本町の地域性を鑑み下記の29とする。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な洪水氾濫等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理等がもたらす、災害関連死の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断経営執行力低下等による町内企業の生産力の低下
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	通信インフラの障害により情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	幹線道路が分断する等、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への影響

4 脆弱性評価の結果

想定リスクにおける29の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するため、抽出した、5つの脆弱性に対し、強靱化に必要な取組みを検討する。

- (1) 本町の体制の絶対的な不足を補完するための体制の強化の必要性
- (2) 行政機能の確保及び職員の災害対処能力向上の必要性
- (3) 住民の災害リスクに対する理解促進と自助共助による災害対応能力の向上の必要性
- (4) 情報の収集、分析、発信に係るデジタル化を推進し、迅速かつ効率的な対応の必要性
- (5) 公共施設及び建築物等の耐震、防火対策等の必要性

1 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、国の基本計画の施策分野を参考に、5の施策分野と5の横断的分野を設定し、強靱化を推進する。

個別施策分野

①行政機能・消防等

②住宅・都市・土地利用

③保健医療・福祉

④エネルギー・産業・環境

⑤情報・交通・物流

横断的分野

A) リスクコミュニケーション

B) 人材育成・研究開発

C) 官民連携

D) 老朽化対策

E) デジタル活用

2 個別の施策分野における推進方針

施策分野	推進方針
①行政機能・消防等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点機能の確保 ・ 業務継続体制の整備 ・ 物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備 ・ 広域連携体制の整備 ・ 地域防災力の強化
②住宅・都市・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等の耐震化等 ・ 市街地の整備 ・ 空き家対策 ・ 文化財の防災対策等
③保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の地域医療体制の確保 ・ 災害が派遣医療チーム（DWAT）の派遣要請 ・ 避難行動要支援者対策 ・ 感染症予防対策
④産業・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時のエネルギー確保と供給体制の強化 ・ 町内企業の防災意識の高揚促進 ・ 事業者への融資制度の整備 ・ 災害廃棄物対策 ・ 有害廃棄物対策
⑤情報通信・交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信ネットワークの安定的な運用体制の確保 ・ 災害情報の収集、伝達の統制 ・ 道路の緊急輸送体制の整備 ・ 交通網・交通拠点の整備

3 横断的分野における推進分野

施策分野	推進方針
A) リスク コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携体制の整備及び受援要請要領の確認 ・ 救急体制の充実、強化及び広域的な連携体制の構築 ・ 地域における防災リーダーの育成と自主防災組織の再構築 ・ 訓練の成果をもとに人命救助体制の確立、検討
B) 人材育成・研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を踏まえ、想定される地震や風水害による被害状況予測と的確な初動対応体制の確立 ・ 行政職員消防団及び自主防災組織の人材育成 ・ 共助の中核人材となる防災士の育成
C) 官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練成果等の活用による町防災対策の不足部分等を補完する協定の締結 ・ 協定を活用した訓練の実施による、協定締結企業等との連携強化 ・ 町防災体制の理解促進と協力関係の強化
D) 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化したインフラ等の維持管理等 ・ 町公共施設管理計画に基づく財政負担の軽減、平準化を図りつつ、更新、統廃合、長寿命化を計画的に実施
E) デジタル活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードやドローン等を活用した防災DXの推進 ・ 災害時における関係機関とのリアルタイム情報共有手段の確立 ・ 情報発信ツールの統制とネットワークシステムの強靱化

第4章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

毎年度、施策の推進状況の把握及び効果検証等を行い、施策グループの推進方針を見直すというPDCAサイクルを回していくこととする。

2 不断の見直し

(1) 町の他の計画の見直し

社会環境の変化や本町における各種計画の策定・改訂の状況等により、必要に応じて本計画内容の見直しを行うとともに、それを踏まえた所要の修正を行う。

(2) 計画の不断の見直し

本計画においては、国土強靱化の推進に関して、中長期的な視野の下で施策の推進方法や方向性を明らかにすることとし、今後の国土強靱化を取り巻く社会情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画の内容の見直しを行うこととする。また、それ以前においても毎年度の施策及び施策グループの進捗状況等により、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。